

裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市浪速区難波中1丁目10番4号
南海野村ビル5階
きづがわ共同法律事務所
弁護士 増田 尚

処分庁



審査請求人が平成31年3月28日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成31年2月25日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年1月6日付けで、審査請求人（以下、「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成30年5月28日に入院し、同年6月27日に退院した。
- 3 処分庁は、審査請求人の入院期間が1箇月以上であるとして、平成30年6月1日から同月

27日までの基準生活費を居宅から入院患者日用品費に変更することに伴う保護費の過支給額等について、法第63条に基づき費用返還を求める決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成31年2月25日付けで、請求人に対し通知した。

4. 平成31年3月28日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

請求人の入院の期間は、「1箇月未満」なのであるから、入院患者日用品費を算定せず、一般生活費の認定の変更を要しない（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下、「局長通知」という。）第7-2（3）ウ）、にもかかわらず、いわゆる入院基準に変更して、差額について返還を決定したのは、違法な処分である。

そもそも、「月・・・によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない」（民法140条本文）とされ、かつ、この場合においては、「期間は、その末日の終了をもって満了し（民法141条）、「月・・・の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の・・・月・・・においてその起算日に相当する日の前日に満了する」（民法143条2項）。入院患者日用品費を算定せず、一般生活費の認定の変更を要しないとされる要件の入院期間が「1箇月未満」かどうかの計算においては、入院をしたのが午前0時でない限り（民法140条ただし書き参照）、入院した初日は算入しない。また、退院した日が翌月の応答日の前日である場合でも、午後12時まで入院していたのでない限り、満了しない。

請求人は、前記のとおり、2018（平成30）年5月28日から同年6月27日までである。入院の期間は、入院した翌日の5月29日から起算することになるから、翌月の応答日の前日である6月28日の午後12時まで入院していた場合に、「1箇月未満」でなくなる。請求人は、それより前の6月27日に退院しているから、「1箇月未満」であることは明らかである。

これに対し、処分庁は、入院している患者に保護が開始された場合には、保護が開始された日から入院患者日用品費が計上され（局長通知第7-2（3）オ）、また、入院患者日用品費は退院の日まで支給されていること（局長通知第7-2（3）キ）などから、民法140条ただし書きにいう、「その期間が午前零時から始まるとき」に当たり、入院期間の計算につき、初日は算入しないこととすべきであると弁解する。

しかし、入院患者日用品費が入院の日から退院の日まで支給されるということと、期間の計算について、初日を算入するかどうかは別の問題である。例えば、最高裁昭和57年10月19日第三小法廷判決・民集36巻10号2163頁は、不法行為による損害賠償請求権

について、遅延損害金も不法行為の日から起算されることから、民法140条但書により、時効の起算点についても初日を算入すべきであるとの上告理由を排斥して、「民法724条所定の3年の時効期間は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から進行するが、右の時効期間の計算についても、同法138条により同法140条の適用があるから、損害及び加害者を知った時が午前零時でない限り、時効期間の初日はこれを算入すべきものではない」と判示したところである。

また、百歩譲って、初日を算入したとしても、翌月の応当日の前日が終了しない限り期間は満了しないのであるから、5月28日から起算したとしても、6月27日に退院したのであれば、午後12時に退院したのでない限り、入院期間は「1箇月未満」である。処分庁は、期末の理解についても誤っている。

このように、民法に反する取扱いをしているのは、A市くらいである。

例えば、B市は、「生活保護問答集」(平成29年4月版)の問7-7にて、「3月10日入院し、4月10日退院した。その場合、入院患者用品費の計上を行うべきか。」との問に対し、「1ヶ月の起算点は、民法第140条により初日を算入しないため3月11日となり、1ヶ月の満了は民法第143条により応当日の前日(4月10日)となる。即ち、4月10日が満了すると1ヶ月経過したことになるが、設問では満了前のため1ヶ月未満であり、入院日用品費の計上は要しない。」と回答しており、民法に則した処理をしている。

以上のとおり、本件決定には、民法の解釈適用を誤り、局長通知第7-2(3)ウによらずに、入院患者日用品費を算定して、一般生活費の認定を変更して、差額につき過支給があったとの誤った判断をして、違法に、法63条に基づき本件決定をしたものである。

よって、本件決定には違法があるから、その取消を求めて、審査請求をする。

(2) 審理員が令和元年6月20日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁の弁明に対しては、請求人は、既に、審査請求書において詳細に反論を述べたところであり、繰り返さない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 平成31年2月25日付けで処分庁が請求人に対して通知した本件決定通知書には、「平成30年5月28日から同年6月27日まで入院されていた事により、同月1日より同月27日までの生活扶助費、医療扶助費について、過支給が生じました。そのため、既に支給した「5」の額のうち、「1」の額について、法第63条を適用し、費用返還を求めるものです。
1 返還金額 54,378円、5 返還対象額 同月1日から同月27日までに支払った保護費の総額 745,650円」との記載がある。

2. 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年5月9日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至るまでの経緯

- (ア) 平成29年1月6日 請求人は、処分庁に対して「手持金・預貯金等の減少による」として保護の申請を行った。
- (イ) 処分庁は、請求人に対して平成29年1月6日付保護の開始決定を行い、それを請求人に通知した。
- (ウ) 平成30年5月28日から同年6月27日まで、入院されたことにより、同月1日から同月27日までにおける扶助費に過支給が生じることとなった。
- (エ) 平成31年1月30日処分庁は請求人に対し、過支給に対する本件決定を行い、同年2月25日付で請求人に通知した。

イ 処分庁の意見

- (ア) 法及びその取扱いを示した生活保護法実施要領には、生活扶助費の原則的な支払方法、居宅で生活していた者が入院等を行った場合の一般生活費の取扱いについて以下のとおり示されている。

a 法第31条第2項

生活扶助のための保護金品は、1月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、1月分をこえて前渡することができる。

b 局長通知第7-2-(3)-エ

保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。

c 局長通知第7-2-(3)-オ

保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

d 局長通知第7-2-(3)-キ

入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行うこと。

- (イ) 生活扶助については、法第31条第2項に基づき、1月分以内を限度として前渡するも

のとされており、原則として月を単位として計上するものである。

また、入院患者の基準生活費の算定については、保護受給中の者が月の途中で入院した場合は入院日の属する月の翌月の初日から計上するものとされており、月の初日に入院した場合の取扱いは明確には示されていないが、この規定を逆読みすれば月の初日に入院した場合、当月から入院患者日用品費への変更を行うものと解されている。

(ウ) 入院期間について、社会通念に照らして考えれば、月の初日から月末まで入院していた場合に1ヶ月入院していたものと考えることが社会通念上適当であり、月の初日に入院した者について、2日を起算点と考えて、翌月の1日の時点で1ヶ月を経過したと考えるのは不自然であり、生活保護が1ヶ月を単位として計上されることを考え合わせても不都合が生じる。

(エ) 実施要領における入院患者の基準生活費の算定の取扱いについて、月の途中で入院した場合には、翌月から入院患者日用品費へ変更を行うものと規定されているが、初日不算入の原則が適用されるのであれば、月の初日に入院した場合も2日に入院したものとして取扱うこととされていることが適当であり、1日に入院した場合であっても翌月から入院患者日用品費へ変更を行うものと規定されているべきであると考えられる。

(オ) 民法第140条の規定において、後段には、「ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」という規定があり、保護費は「日割」はできても「時間割」はできないことから考えて、入院に限らず保護の開始申請、変更申請ともに当該日の午前零時に需要が発生したものとして取り扱い、初日算入という考え方を採用しているものとも考えられ、また、満了日についても同様に「時間割」はできないものと考えられる。

(カ) 上記のように、実施要領上特に明記がない限り、入院時における期間計算については、初日算入するものと解することが適当であるものと思料され、当該例においては、6月1日付入院患者日用品費への変更、6月28日付居宅基準生活費への変更処理を行うことが必要と思われる。

(キ) 本件決定について、処分庁は法第63条の規定により、その費用返還決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知したものである。

以上により、本件決定には、違法又は不当な点はなく、適法正当な費用返還決定処分であるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年5月29日付けのケース記録票には、「〈入院による医療変動について〉5/1付入院による医療変動起案を行う。(5/28より入院、現時点では入院期間が1ヶ月を超える見込みはない)」との記載がある。

イ 平成30年7月10日付けのケース記録票には、「〈入院期間について〉6/28に医療機関より請求人が6/27にて退院していた連絡を受けたが、上席より、請求人の入院期間が1ヶ月を超えているのではないかと指摘を受けた為、請求人へ連絡し入院基準へ変更なる旨説明し、請求人了承する。」との記載がある。

ウ 平成30年7月12日付けのケース記録票には、「(前略)先日(7/10)の連絡にて入院期間が1ヶ月を超えると説明を受けたが、請求人としては1ヶ月を超えていないと認識している為、説明を聞きに来所したとの事。(中略)実施機関としては1ヶ月を超えていると判断出来る為、入院基準への変更で問題ないとの指示を受けた為、請求人へ説明し、納得して帰られた。

先程の説明(入院期間が1ヶ月を超えている)で疑問が出た為、厚生労働省社会援護局保護課に電話確認したところ、5/28~6/27の入院では1ヶ月未満と判断される為、請求人の主張が正しく入院基準への変更には当たらないとの回答を受けたとの事。」との記載がある。

エ 平成30年7月18日付けのケース記録票には、「〈処分庁上席者会議の結果について〉本日、処分庁内の上席者で協議した結果、入院基準への変更については結論が出なかった為、本庁にて協議を行っていく事になった。(後略)」との記載がある。

オ 平成30年10月31日付けのケース記録票には、「〈入院基準について〉(中略)7/27に連絡したが厚生労働省からの回答がなかった。本日まで回答がないことをもって、課内協議のもと処分庁では現在の処分庁の運用を行うことを決定いただく。また、遡及期間を大幅に超えているため法第63条によって返還を求める。」との記載がある。

カ 平成30年12月4日付けのケース記録票には、「入院基準について従来通り処分庁の運用を行い、入院基準に変更することを伝える。その決定には納得できないのでこちらも相談して審査請求、不服申し立てといった手順を踏む手順になるとのこと。」との記載がある。

キ 平成31年1月30日に開催されたケース診断会議記録票には、「8措置 処分庁では、入院時における初日算入を採用している事から基準生活費の変更は必要である。結果、基準生活費の変更に伴う戻入金については、法第63条を適用し費用返還を求める。」との記載がある。

ク 前記1 請求人の主張(3)アと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

- (2) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表第1の第3章の1の(2)は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について行う。」とし、「ア 病院又は診療所に1箇月以上入院する者」と定めている。

- (3) 局長通知の第7の2の(3)のウは、「保護受給中の者について、入院期間が1箇月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。」と定めている。

- (4) 局長通知の第7の2の(3)のエは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ（保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合）又はカ（救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合）に該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。」と定めている。

- (5) 局長通知の第7の2の(3)のキは、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行うこと。」と定めている。

- (6) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問7の13「月の途中で保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。」の答は、「実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。」とし、実施要領の特別の定めとして、「(2) 保護受給中の者が月の中途で入院した場合の入院患者日用品費の算定取扱い」などが示されている。

- (7) 問答集の問7の2.9「入院した被保護患者に係る基準生活費の算定の仕方について示されたい。」の答は、「(1) 見込入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護患者が死亡等のため、結果的に入院期間が1か月未満になった場合（中略）死亡等の日が入院日の属する月

であれば、当該月は、居宅基準生活費の額が引き続き計上されるが、死亡等の日が入院日の属する月の翌月になった場合は、入院月は居宅基準生活費の額が計上され、入院月の翌月の初日から死亡等の日までの期間については日割計算によって、日用品費の額が計上されることになる。結果的に入院期間が1か月未満になるにしても、これは、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は一旦認定した日用品費の額の計上を取り消すことなく、日用品費を認定するという考え方によるものである。(2)見込入院期間が1か月未満であったが、併発疾病等のため、入院期間が1か月以上になった場合(中略)入院日の属する月内に併発疾病のため、入院期間が1か月以上になることが明らかになった場合はもとより、入院月の翌月において入院期間が1か月以上になることが判明した場合も、「入院日の属する月の翌月の初日」から、日用品費が計上されることになる。」と記している。

2 本件決定について

(1) 入院患者の基準生活費の算定について

入院患者日用品費(以下「日用品費」という。)は、病院又は診療所に1箇月以上入院する者について算定することとされているが、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていたが結果的に入院期間が1か月未満になった場合には、一旦認定した日用品費の額の計上を取り消すことなく、退院等の日までは日用品費を認定することとされている(前記理由1(2)(7))。

前記理由1(6)の考え方を併せ鑑みると、本来入院期間中は日用品費を日割計算により計上すべきところ、被保護者に不利益のない範囲において日用品費を算定する運用がなされていると推認される。

(2) 法第63条の適用について

処分庁は、実施要領上「日用品費は退院等の日まで計上する(前記理由1(5))」との規定はあるが、入院日の取扱いについては明記がないことから、入院期間には初日を含むものと解するのが適当であると主張しているが、退院等の日まで日用品費計上としているがゆえに、被保護者に不利益がないよう入院の翌日から期間計算すべきであるとの判断も成り立ち得ると言わざるを得ない。

したがって、請求人の入院期間(平成30年5月28日から同年6月27日)が1箇月以上であることは必ずしも明らかではなく、法第63条適用の前提となる請求人の最低生活費を減額して認定する必要が生じたものとは認め難い。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年1月27日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。